

建設工事関連業務に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要領
(趣旨)

第1条 この要領は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に基づき、県が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）に関する調査、測量及び設計の業務（以下「建設工事関連業務」という。）の競争入札又は随意契約の見積り（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に必要な資格及びその審査に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この要領の規定は、愛媛県建設工事関連業務共同企業体事務取扱要綱（令和元年6月愛媛県告示第203号）に規定する建設工事関連業務共同企業体の入札参加資格については、適用しない。

(競争入札等への参加)

第2条 県が発注する建設工事関連業務の競争入札等に参加しようとする者は、次に掲げる項目について、知事の審査を受け、適格と認められた者でなければならない。

(1) 知事の審査を申請する日（以下「審査基準日」という。）の直前2年間に行った決算による年間平均実績高

(2) 審査基準日の直前に行った決算における自己資本の額

(3) 審査基準日における別表に定める業種区分ごとの有資格者の数

2 前項の規定による審査（以下「資格審査」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者でなければ、受けることができない。

(1) 営業に必要な許可、認可等を得ていること。

(2) 審査基準日前2年間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。

(3) 所得税又は法人税並びに特別法人事業税（本県分に限る。以下同じ。）及び地方法人特別税（本県分に限る。以下同じ。）並びに消費税について未納がないこと。

(4) 県税全税目について未納がないこと。

(資格審査の申請)

第3条 資格審査を受けようとする者は、随時、建設工事関連業務入札参加資格審査申請書（様式第1号）を知事に提出することができる。ただし、別に定める期間内に提出するよう努めるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 印鑑証明書

(2) 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類

(3) 所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書

(4) 県税（地方消費税を除く。）並びに特別法人事業税及び地方法人特別税について未納がない旨の証明書

(5) その他知事が必要と認める書類

(資格の通知)

第4条 知事は、資格審査の結果を、建設工事関連業務競争入札参加資格審査結果通知書（様式第2号）により、当該資格審査を申請した者に通知するものとする。

(資格の効力)

第5条 資格は、令和3年度を初年度とする毎2年度を単位として、当該毎2年度の建設工事関連業務に係る競争入札について効力を有する。

(変更等の届出)

第6条 資格審査の結果、資格を有すると認められた者（以下「有資格業者」という。）は、次に掲げる事項について変更が生じたとき、又は事業の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止したときは、速やかに、建設工事関連業務競争入札参加資格審査申請書変更届出書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 本店又は入札・契約等に係る権限を委任する支店・営業所等の所在地
- (3) 法人にあつては、代表者の職名及び氏名
- (4) 個人にあつては、その者の氏名
- (5) 使用印鑑及び実印

2 前項の届出書には、当該届出に係る事項についての変更後の第3条第2項に掲げる書類を添付しなければならない。

(資格審査の特例)

第7条 事業主の死亡、廃業、組織変更等によりその有資格業者の実態を引き継いだ者は、次項に規定する場合を除き、第3条第1項の規定にかかわらず、当該引継ぎのあつた日から30日以内に建設工事関連業務競争入札参加資格継承申請書（様式第4号）を知事に提出して資格審査を受けることができる。

2 有資格業者は、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合において、当該資格に係る建設工事関連業務の事業を引き続き行うときは、当該事実の発生した日から30日以内に、合併等に関する届出書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 合併
- (2) 分割又は他の法人の分割による事業の全部若しくは一部の承継
- (3) 事業の一部の譲渡又は他の法人の事業の全部若しくは一部の譲受け
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定

3 第1項の申請書及び前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、同項の届出書を提出する場合であつて、実印に変更がないときは、第2号に掲げる書類は、添付することを要しない。

- (1) 承継若しくは引継ぎ又は合併等の事実を証する書類
- (2) 印鑑証明書
- (3) その他知事が必要と認める書類

(公表)

第8条 知事は、有資格業者の名簿を作成し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、資格審査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。ただし、同日前に現になされた建設工事関連業務に係る競争入札等の参加者の資格申請、資格審査及びその他の手続きは、この要領のそれぞれの相当の規定によって行われたものとみなす。
- 2 資格を受けようとする者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第3条第1項に規定する事実又は地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項に規定する事実がある場合において、国税通則法（昭和37年法律第66号）第46条第1項の規定による納税の猶予又は地方税法第15条第1項若しくは附則第59条第1項の規定による徴収の猶予を受けたときは、当該資格審査に係る第2条第2項及び第3条第2項の規定の適用については、第2条第2項第3号中「消費税」とあるのは「消費税（これらのうち国税通則法（昭和37年法律第66号）第46条第1項の規定による納税の猶予又は地方税法（昭和25年法律第226号）第15条第1項若しくは附則第59条第1項の規定による徴収の猶予（以下「納税の猶予等」という。）を受けたものを除く。）」と、同項第4号中「県税全税目」とあるのは「県税全税目（納税の猶予等を受けたものを除く。）」と、第3条第2項第3号中「地方消費税について未納がない旨の証明書」とあるのは「地方消費税（これらのうち納税の猶予等を受けたものを除く。）について未納がない旨の証明書並びに当該納税の猶予等の許可を受けた通知書の写し等」と、同項第4号中「地方法人特別税について未納がない旨の証明書」とあるのは「地方法人特別税（これらのうち納税の猶予等を受けたものを除く。）について未納がない旨の証明書並びに当該納税の猶予等の許可を受けた通知書の写し等」とする。

別表（第2条第1項関係）業種区分

測量業
建築関係建設コンサルタント業
土木関係建設コンサルタント業
地質調査業
補償関係コンサルタント業
その他建設工事関連業